

令和4年 第8回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年8月10日（水）

午後1時57分から午後2時26分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1番	正垣 安博	2番	田口 昭也	3番	中山 秀光
4番	坂下 憲明	5番	澤村 輝彦	6番	本郷 幸弘
7番	本崎 弘	8番	山田 哲郎	9番	川村 良行
10番	坂本 節子	11番	吉田 次一	12番	城塚 正
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後1時57分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第45号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 1 時 57 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。暦のうえではもう立秋を過ぎましたけれども、残暑厳しく仕事もままならないような状態です。熱中症に気を付けて頑張ってくださいと思います。また、新型コロナウイルス変異株 BA5 が猛威を振るいまして、熊本県においても 4 千人を超え、宇城市も 150 人ぐらい毎日感染者が出ているような状態です。これからも暑い中ですが、マスク着用、三密を避けていただきたいと思います。

それでは早速、審議に入りたいと思います。

議 長 これより令和 4 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、4 番 坂下委員、5 番 澤村委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 42 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和 4 年 8 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいた

事務局

議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 8 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、	不知火 3	早川委員に代わりまして
	4 番	坂下委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	8 番	山田委員より

それぞれ説明を求めます。

坂下委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は営農型太陽光発電施設の設置に伴う申請で、10 年間の一時転用となっています。現在は桃を栽培されておりますが、収益性が低いということで営農型太陽光発電を設置されます。施設の下ではミョウガを栽培するということです。排水同意、隣接同意も取られており何ら問題はないと思われます。以上です。

山田委員

申請番号 2 番及び 3 番は同じ案件ですので、まとめて説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸車両置き場となっています。場所は〇〇保育園のすぐ北側にありまして住宅地の中になります。排水同意は取られておりまして、何ら問題はないと思います。既に車が置かれており始末書が添付されています。以上です。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農用地区域内にある農地ではありますが、継続して農業を営み、10 年間の一時転用となります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可は可能であると思われます。

申請番号 2 番及び 3 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地

に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。
以上です。

議 長 申請番号1番から3番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第43号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第43号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第44号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和4年8月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号1番は、	5番	澤村委員より
	申請番号2番は、	不知火2	村嶋委員に代わりまして
		4番	坂下委員より
	申請番号3番は、	7番	本崎委員より
	申請番号4番は、	松橋2	村田委員に代わりまして
		7番	本崎委員より
	申請番号5番は、	松橋4	田中委員に代わりまして

	6 番	本郷委員より
申請番号 6 番は、	9 番	川村委員より
申請番号 7 番は、	小川 3	百家委員に代わりまして
	9 番	川村委員より
申請番号 8 番は、	小川 5	野田委員に代わりまして
	9 番	川村委員より

それぞれ説明を求めます。

澤村委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は、〇〇町〇〇集落のちょうど入口になります。排水同意、隣接同意も取られています。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

坂下委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場です。申請地は、譲受人の自宅と隣接しています。資料を見てもらうとわかりますが、砂利が入れてありますので始末書添付となっています。排水同意、隣接同意も取られております。ご審議よろしくお願いします。

本崎委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。一時転用の理由は地質調査です。場所は、〇〇線〇〇の〇〇のすぐ北側になります。地質調査の後には、〇〇の会社が進出するというので、その後、設計に入るということとございます。隣接はありません。排水同意は取られています。問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

続きまして、申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、個人住宅の建設です。場所は〇〇病院、〇〇の南側の奥になります。周りは最近住宅開発が進んでいます。隣接はありません。排水同意は、取られております。問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、個人住宅の建設です。貸人と借人は、祖父・孫の関係ということとです。祖父の自宅のすぐそばの農地に住宅を建設される予定です。場所は、〇〇保育園より南へ 50m 行った所にありまして排水同意は取られております。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

川村委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、建築条件付売買予定地となっています。4 棟建築の予定となります。場所は JR〇〇駅より南側 300m 以内になります。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

続きまして申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅と通路となっています。場所は〇〇南側隣になります。排水

同意もあり支障はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

続きまして申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅です。場所につきましては、〇〇裏になります。隣接同意、排水同意もあり何ら支障はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願ひします。事務局。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び5番、8番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われまます。

申請番号2番及び4番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されまますので、転用は可能であると思われまます。

申請番号3番は、特定土地改良事業等の対象となった農地であり、第1種農地ではありますが、4カ月間の一時転用となり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われまます。

申請番号6番につきましては、幅4m以上の道路に上下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇クリニックと〇〇保育園があることから農地区分は第3種農地と判断されまますので、転用は可能であると思われまます。

申請番号7番につきましては、幅4m以上の道路に上下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇医院と〇〇医院があることから農地区分は第3種農地と判断されまますので、転用は可能であると思われまます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から8番につきまして説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願ひいたします。

田口委員 はい。

議 長 はい。田口委員。

田口委員 申請番号6番について質問します。これは集落接続でなくても大丈夫ということですか。

議 長 事務局より、説明をお願ひします。

事務局 申請番号 6 番につきましては、これは申請地の 500m 以内に病院や保育園が 2 カ所あって、上下水道が幅員 4m 以上の道路に埋設してあり隣接していれば第 3 種農地であるとの規定があります。第 1 種農地の集落接続の例外規定には該当しません。第 3 種農地として判断しています。

議 長 田口委員、よろしいですか。

田口委員 はい。

議 長 他に何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 44 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 44 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 45 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 45 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求めます。

令和 4 年 8 月 10 日 提出 宇城市農業委員会 会長 中山秀光

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求めます。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 15 ページの所有権移転の申請番号 401 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 今月は、農業公社からの買い取りが畑 1 件で、面積は畑 736 m²です。売買価

格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 45 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 45 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年 8 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 26 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。